

掛川市告示第120号

掛川市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第64号）の一部を次のように改正する。

平成23年9月6日

掛川市長 松井三郎

第2の(2)を次のように改める。

(2) この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は市長が是正勧告等を行ったものをいう。

ア 静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。）第3条第1項各号に掲げる区域

イ 県条例第10条の規定により建築物の建築が制限されている区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき静岡県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。